

国民健康保険税 改正のお知らせ

令和5年度以降の国民健康保険税は、地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引き上げと低所得軽減基準所得の引き上げのほか、妊産婦の税額の一部を減免することになりました。

税率（改正なし）、課税限度額および軽減については、既に通知済みの国民健康保険税納税通知書3ページの課税明細書（税率、限度超過額、軽減割合等の欄）により確認することができます。

国民健康保険税の課税限度額の改正

課税限度額とは、その額を超えて課税されない上限額です。世帯所得が多い場合などに限度額に達することがあります。

課税区分	改正前限度額	改正後限度額	増 減
医 療 分	65万円	65万円	なし
支 援 金 分	20万円	22万円	+2万円
介 護 分	17万円	17万円	なし
最大限度額	102万円	104万円	+2万円

妊産婦に対する国民健康保険税の減免【令和5年度から】

令和5年4月以降の出産（予定）被保険者の国民健康保険税（所得割額と均等割額）の最大4カ月相当分を減免します。

「妊産婦10割給付証明書」の交付（妊娠の届け出）と合わせて申請できます。既に交付済みの方は、申請不要です。

低所得者世帯の国民健康保険税の軽減基準額【改正後】

以下の人数に対する世帯所得が基準額以下の場合、国民健康保険税の均等割額と平等割額がその割合の分、あらかじめ軽減されます。

世帯の人数に対する軽減の基準額と割合

人数	7割軽減	5割軽減		2割軽減	
1人	43万円	72万円	(+0.5万円)	96.5万円	(+1.5万円)
2人	43万円	101万円	(+1万円)	150万円	(+3万円)
3人	43万円	130万円	(+1.5万円)	203.5万円	(+4.5万円)
4人	43万円	159万円	(+2万円)	257万円	(+6万円)
改正	なし	人数加算1人につき+0.5万円		人数加算1人につき+1.5万円	

「人数」とは、国保の被保険者と、国保から後期高齢者医療に移行した方の合計。給与所得や公的年金所得のある方が2人以上の世帯では、2人目以降1人につき10万円が加算されます。

（例）3人で世帯所得が200万円の場合

改正前（基準：199万円以下）では基準を超えるので軽減なし。

改正後（基準：203.5万円以下）では2割軽減の対象になり、納付する税額が少なくなります。

【問い合わせ先】国保年金課 電話42-2111（内線277）

夏休み体験講座「ミニ土器作り体験」

粘土で土器を作りながら縄文文化や市の遺跡について学ぼう！

対 象 市内在住の小中学生（保護者同伴可）先着40人

日時場所 8月5日(土) 13時30分～15時30分 松の館

講 師 一戸広臣氏（津軽亀ヶ岡焼しきろ庵）

講座内容 陶芸用粘土で縄文土器を作ります。完成した土器は講師が窯で焼成し、参加者へ後日お渡しします。受け取り場所は松の館です。

持ち物等 手拭きタオル

申し込み 7月31日(月)までに文化財課へ電話でお申し込みください（先着順）。
受付時間は平日8時30分～17時15分

【申し込み・問い合わせ先】文化財課 電話49-1194



後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

「被保険者証」の更新

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。期限の切れた被保険者証は破棄するか国保年金課窓口へ返還してください。

※令和4年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を被保険者証に同封し7月下旬に郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たに認定証の交付対象となる方には、勧奨通知をお送りしますので、被保険者証とマイナンバーカードを持参の上、窓口で手続きしてください。

令和5年度の保険料

(1) 令和5年度保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額] 44,400円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得(※1)×8.8%	=	保険料額 (限度額66万円)
----------------------------------	---	---	---	-------------------

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

◎均等割額はこれまでと変わりません。

(2) 令和5年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和5年度は次のとおりです。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(※2)数-1)以下	7割
43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下	5割
43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下	2割

※2 給与所得者等(給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用)

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、お住まいの市町村の徴収等担当窓口へお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】 国保年金課 電話42-2111（内線274・275）